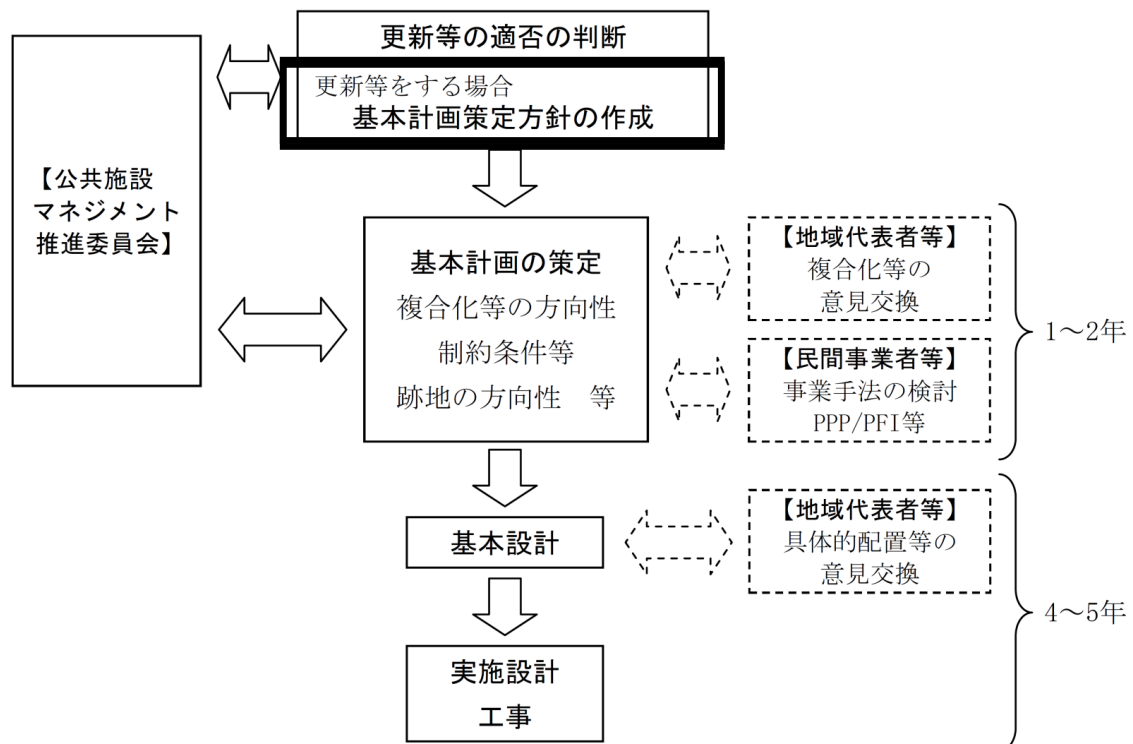


「(仮称) 小平第十一小学校の更新等に関する基本計画」策定方針

1 策定の背景

「小平市公共施設マネジメント推進計画」(平成29年3月策定、以下、「推進計画」という。)では、施設の更新等に向けた「基本的な検討手順」を示しています。小平第十一小学校について、「基本的な検討手順」に記載する更新等の適否の判断を行った結果、「更新等を行う」ものとしたことから、「(仮称) 小平第十一小学校の更新等に関する基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。



小平市公共施設マネジメント推進計画 22 頁より抜粋

2 位置づけ

本計画は、「小平市第三次長期総合計画 基本構想」の「健全で、進化するまちをめざして」を推進するための個別計画として位置付ける推進計画に基づき策定するものであり、関連する上位・各個別計画と整合性を図るものとします。

3 策定体制

(1) 庁内体制

- ①本計画策定の庶務は、企画政策部公共施設マネジメント課において処理します。
- ②本計画の策定に当たっては、「小平市公共施設マネジメント推進本部」において内容の検討を行います。
- ③必要に応じて、部会、ワーキングチームを編成し、関連業務内容の整理、集約、分析、素案

作りに必要な業務等を行います。

(2) 市民等による検討

本計画の策定に当たっては、「公共施設マネジメント推進委員会（以下、「推進委員会」という。）」から助言を受け策定します。

また、必要に応じて、地域代表者、施設利用者の代表等の「地域代表者等」との意見交換や、民間事業者への意見聴取も行います。

なお、素案の段階において、市報や小平市ホームページ等により広く公表し、市民意見公募（パブリックコメント）手続を行います。

4 策定上の留意事項

(1) 市議会への報告

本計画の策定に当たっては、市民意見公募（パブリックコメント）手続の実施の際など、適宜、市議会への報告を行います。

(2) 情報の公開

本計画策定の進捗に応じて、推進委員会、市民意見公募（パブリックコメント）手続の結果等、適宜小平市ホームページ等で情報を公開します。

5 策定スケジュール概要

別紙のとおり

基本計画策定スケジュール（概要）

	推進委員会・地域代表者等	事務局・公共施設マネジメント 推進本部等
平成31年 3月		本計画策定方針公表
4月		計画内容の協議、本部等 素案の作成
5月	推進委員会 地域代表者等	
6月		
7月	適宜開催	適宜開催
8月	推進委員会	
9月		
10月	推進委員会	
11月		
12月	推進委員会	
平成32年 1月		
2月		
3月		
4月		
5月	推進委員会	
6月		
7月		
8月	推進委員会	
9月		
10月	推進委員会	
11月	↓	↓
12月	推進委員会 市民意見公募手続	素案公表 ↓
平成33年 1月	↓	市民意見集約・反 映、計画案の作成
2月		↓
3月		計画策定・公表

※元号については、便宜上「平成」を使用しています。